

伊 勢 市 公 報

第 129 号
平成 23 年 3 月 22 日

火 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則	23
告 示	
○ 道路の区域変更について	25
○ 道路の供用開始について	26
○ について	27
○ について	28
○ について	29
○ について	89
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	93
○ 三重県知事選挙関係	
・ 投票記載所の氏名等の掲示の順序のくじを行う場所及び日時について	93
・ 開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時について	93
・ 選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面を縦覧する場所について	93
・ 郵便をもって投票用紙等を発送する日を定めることについて	93
・ 不在者投票用紙等の交付場所について	93
○ 三重県議会議員選挙関係	
・ 投票記載所の氏名等の掲示の順序のくじを行う場所及び日時について	93
・ 開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時について	93
・ 選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面を縦覧する場所について	93
・ 郵便をもって投票用紙等を発送する日を定めることについて	93
・ 不在者投票用紙等の交付場所について	93
上下水道告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	94
○	95
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	96
○ 公示送達	97
○ パブリックコメント（伊勢市都市マスタープラン全体構想の一部改定）の結果公表について	98
○ パブリックコメント（伊勢市土地利用基本構想）の結果公表について	99
○ について	101
○ について	104
公 表	
○	107
○	107
○ 監査委員公表	113

伊勢市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 3 号

伊勢市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則(平成 18 年伊勢市規則第 63 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 7 級の項第 12 号中「女子の外^{ぼう}貌」を「外貌」に改め、同表第 9 級の項中第 16 号を第 17 号とし、第 15 号の次に次の 1 号を加える。

(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの

別表第 2 第 12 級の項第 14 号中「男子の外^{ぼう}貌に著しい」を「外貌に」に改め、同項第 15 号を削り、同表第 14 級の項第 10 号を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 伊勢市消防団員等公務災害補償条例(平成 17 年伊勢市条例第 209 号。以下「条例」という。)第 5 条第 3 項に規定する団員又は消防作業従事者等(以下「団員等」という。)が公務により、若しくは消防作業若しくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に施行日前に変更があったときに存した障害に係る伊勢市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則別表第 2 の規定の適用については、なお従前の例による。

第 3 条 団員等が施行日前に公務により、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死

亡した場合（施行日以後に条例第 11 条第 1 項第 4 号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹の障害の状態に変更があった場合又は条例第 12 条第 4 項に規定する場合において同項の遺族補償年金を受ける権利を有する妻が同項第 2 号に該当するに至ったときを除く。）又は施行日前に条例第 16 条第 2 号に該当することとなった場合における当該団員等の遺族の障害の状態の評価については、なお従前の例による。

第 4 条 団員等が公務により、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、平成 22 年 6 月 10 日から施行日の前日までの間に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に当該期間において変更があったときに存した障害（この規則による改正前の伊勢市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（以下「旧規則」という。）別表第 2 第 12 級の項第 14 号又は第 14 級の項第 10 号該当するものに限る。）については、附則第 2 条の規定にかかわらず、それぞれ当該負傷若しくは疾病が治った日又は当該変更があった日から、この規則による改正後の伊勢市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（以下「新規則」という。）別表第 2 の規定を適用する。

第 5 条 団員等が平成 22 年 6 月 10 日から施行日の前日までの間に公務により、若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急処置の業務に従事したことにより、死亡した場合、若しくは当該期間において条例第 16 条第 2 号に該当することとなった場合であって、当該団員等の遺族に障害を有する者があるときにおける当該遺族の障害（旧規則別表第 2 第 12 級の項第 14 号又は第 14 級の項第 10 号に該当するものに限る。）又は当該期間において条例第 11 条第 1 項第 4 号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹の障害の状態に変更があったときに

存した障害（旧規則別表第2第12級の項第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。）の状態評価については、附則第3条の規定にかかわらず、それぞれ当該団員等が死亡した日又は当該変更があった日から新規則別表第2の規定を適用する。

伊勢市地区連絡員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 4 号

伊勢市地区連絡員設置規則の一部を改正する規則

伊勢市地区連絡員設置規則（平成 17 年伊勢市規則第 94 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「月 1 回」を「月 2 回」に改め、同条第 2 号を削り、同条第 3 号を同条第 2 号とする。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市告示第 26 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 23 年 3 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	神久 1 号線	神久 2 丁目 1343 番 1 地先から 神久 2 丁目 1434 番 9 地先まで	旧	3.2~3.7	20.0
			新	5.85~6.05	20.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 27 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 23 年 3 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
神久 1 号線	神久 2 丁目 1343 番 1 地先から 神久 2 丁目 1434 番 9 地先まで

供用開始の期日 平成 23 年 3 月 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 28 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、有滝町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 23 年 3 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前	三 輪 光 一
	伊勢市有滝町 2759 番地
変更後	高 橋 猛 和
	伊勢市有滝町 531 番地

伊勢市選挙管理委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成23年3月2日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- 1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

2,180人

- 2 市町村の合併の特例等に関する法律第4条第11項、同法第5条第15項及び同法第61条第11項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

18,161人

- 3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

36,322人

（参考）永久選挙人名簿登録者総数 108,964人

伊勢市選挙管理委員会告示第6号

平成23年4月10日執行予定の三重県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めましたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選管告示第5号）第85条の規定により告示します。

平成23年3月2日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木市郎

記

- 1 くじを行う日時 平成23年3月24日（木） 午後5時30分
- 2 くじを行う場所 伊勢市役所東庁舎4階
伊勢市選挙管理委員会室

伊勢市選挙管理委員会告示第7号

平成23年4月10日執行予定の三重県知事選挙における伊勢市開票区の開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のように定めましたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第62条第6項の規定により告示します。

平成23年3月2日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- | | |
|-------|--|
| 1 場 所 | 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市役所東庁舎4階
伊勢市選挙管理委員会室 |
| 2 日 時 | 平成23年4月7日(木) 午後5時30分 |

伊勢市選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第2項の規定に基づき、平成23年3月23日に選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり関係人に縦覧に供するので告示します。

平成23年3月2日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- 1 縦覧の日時 3月24日 午前8時30分から午後5時まで
- 2 縦覧の場所 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市役所東庁舎4階
伊勢市選挙管理委員会室

伊勢市選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法施行令第53条第1項及び第59条の4第3項の規定による不在者投票の投票用紙等を選挙期日の告示の前日に請求を受けた場合にあつて、郵便をもって発送する時は、選挙期日の告示の日の前々日からと定めます。

平成23年3月2日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

伊勢市選挙管理委員会告示第 10 号

平成 23 年 4 月 10 日執行予定の三重県知事選挙における不在者投票用紙等の交付場所を、下記のとおり定めます。

平成 23 年 3 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- | | | |
|---|---------------------|-------------------------|
| 1 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号 | 伊勢市役所東庁舎 4 階伊勢市選挙管理委員会室 |
| 2 | 伊勢市二見町江 420 番地 1 | 二見総合支所 |
| 3 | 伊勢市小俣町元町 540 番地 | 小俣公民館 |
| 4 | 伊勢市御菌町長屋 1221 番地 | 御菌公民館 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 11 号

平成 23 年 4 月 10 日執行予定の三重県議会議員選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条第 3 項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めましたので、公職選挙事務執行規程（平成 7 年三重県選管告示第 5 号）第 85 条の規定により告示します。

平成 23 年 3 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- 1 くじを行う日時 平成 23 年 4 月 1 日（金） 午後 5 時 30 分
- 2 くじを行う場所 伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室

伊勢市選挙管理委員会告示第 12 号

平成 23 年 4 月 10 日執行予定の三重県議会議員選挙における伊勢市開票区の開票
立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のように定めましたので、公職
選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 62 条第 6 項の規定により告示します。

平成 23 年 3 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- | | |
|-------|--|
| 1 場 所 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室 |
| 2 日 時 | 平成 23 年 4 月 7 日（木） 午後 5 時 30 分 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 13 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条第 2 項の規定に基づき、平成 23 年 3 月 31 日に選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり関係人に縦覧に供するので告示します。

平成 23 年 3 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- 1 縦覧の日時 4 月 1 日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 2 縦覧の場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室

伊勢市選挙管理委員会告示第 14 号

公職選挙法施行令第 53 条第 1 項及び第 59 条の 4 第 3 項の規定による不在者投票の
投票用紙等を選挙期日の告示の前日に請求を受けた場合にあつて、郵便をもって発送
する時は、選挙期日の告示の日の前々日からと定めます。

平成 23 年 3 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木 市 郎

伊勢市選挙管理委員会告示第 15 号

平成 23 年 4 月 10 日執行予定の三重県議会議員選挙における不在者投票用紙等の交付場所を、下記のとおり定めます。

平成 23 年 3 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- | | | |
|---|---------------------|-------------------------|
| 1 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号 | 伊勢市役所東庁舎 4 階伊勢市選挙管理委員会室 |
| 2 | 伊勢市二見町江 420 番地 1 | 二見総合支所 |
| 3 | 伊勢市小俣町元町 540 番地 | 小俣公民館 |
| 4 | 伊勢市御菌町長屋 1221 番地 | 御菌公民館 |

伊勢市公告第 17 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市都市マスタープラン全体構想の一部改定（案）に関するパブリックコメントの結果を公表します。

平成 23 年 3 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
伊勢市都市マスタープラン全体構想の一部改定（案）
- 2 案の公告日
平成 22 年 12 月 20 日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市都市マスタープラン全体構想の一部改定（案）への意見募集の結果
ご意見の概要とご意見に対する市の考え方

- 意見の募集期間 平成22年12月24日（金）～平成23年1月14日（金）
- 意見総数 市民 3件 県 6件

1. 宇治山田港湾整備に関すること

（パブリックコメントのご意見）

ページ	意見	市の考え方と修正内容	備考
IV-17 IV-26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊勢湾・勢田川歴史文化交流軸については、「伊勢湾」というのが現実離れしている。環伊勢湾各地域との交流やクルージングネットワークには反対である。水上交通は税金の無駄遣いである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勢田川の河口部である宇治山田港は、かつて環伊勢湾各地域からの舟参宮客の海の玄関口として栄えた歴史豊かな港です。自治会やNPOなどの関係者が連携協力し、舟参宮の再現や、伝統行事を復活させ、環伊勢湾各地域との交流を推進しております。一例としては篠島からの御幣鯛船の歓迎や、常滑との交流があり、「伊勢湾」という文言につきましてはこれらを含めたものです。 ・ また、水上交通としては、勢田川を往来する木造船みずき等があり、みなとまちづくりの一環としてNPOにより運行されているものです。よって表現はこのままといたします。 	

(県との調整事項)

ページ	意見	市の考え方と修正内容	備考
IV-17	「かわまちづくり」に関する記述が追加されているが、事業仕分けに伴う計画の見直し等は無いですか。	<ul style="list-style-type: none"> 国が事業を行っているところであり、当初の計画どおり全ての事業が行われているわけではありませんが、表現に誤りはないので、このままといたします。 	関係課： 監理課

2. 都市計画道路の見直し等に関すること

(パブリックコメントのご意見)

ページ	意見	市の考え方と修正内容	備考
IV-12 IV-15 IV-16 など	<ul style="list-style-type: none"> 地域交流軸（小俣地域核）は、内環状軸とのアクセスがよくなるのでよい。 内環状軸を秋葉山高向線へ変更することについては、現状での県道鳥羽松阪線（度会橋）への影響が不明である。混雑がよりひどくなってしまわないか。 	<ul style="list-style-type: none"> このままといたします。 秋葉山高向線の整備にともない、これまでの外環状軸に加え、内環状軸として位置づけたものです。これは、度会橋の下流部に新たな橋梁建設を含んだ地域交流軸としての高向小俣線や、また、上流部の伊勢大環状道路としての橋梁建設と合わせ、度会橋への負荷を分散させることを考えております。よってこのままといたします。 	

(県との調整事項)

ページ	意見	市の考え方と修正内容	備考
V-7	<p>事業5 伊勢大環状道路の整備</p> <p>伊勢大環状道路の整備について、伊勢大環状道路上にある道路管理者であれば、国や道路公社等が抜けている。</p> <p>また、宮川架橋を指しているのであれば、事業主体は未定である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 修正し、事業主体に国を追加します。道路公社は県の外郭団体であることから、県に含むと考えております。 	

V-11	<p>三遠伊勢連絡線</p> <p>「三遠伊勢連絡道路」であるまた伊勢湾口道路は、地域高規格道路の名称ではないため、括弧書き「(伊勢湾口道路)」とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 修正します。 	
全体	<p>都市計画道路の見直しに伴う改定について</p> <p>まだ都市計画決定(変更)されておらず、名称等が変更されていない状況での改定は時期尚早ではないか。実際にはない名称を表示することとなり、見る人に混乱や誤解が生じないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本市の都市マスタープランは平成45年、25年を目標年次とし、将来像を示すものですので、新しい名称を用いることが妥当と考えます。よってこのままといたします。 	

3. その他時点修正等に関すること

(県との調整事項)

ページ	意見	市の考え方と修正内容	備考
V-26 V-29	<ul style="list-style-type: none"> 凡例は、「流域幹線(整備済)」を「流域幹線(整備済及び整備中)」に。 「流域幹線(平成23年度以降整備予定)」を「流域幹線(計画)」に。 「宮川流域下水道明和幹線」は、青破線の一部を赤実線に修正。 大湊は赤線が途切れているためつなげてください。 23号小木町・田尻町・黒瀬町付近は青破線を赤実線に修正。 二見町42号付近は青破線を赤実線に修正。 宇治山田駅前付近は、流域幹線のルートが間違っているため修正。 八日市場町付近は、流域幹線が短いため延伸してください。 宮川流域下水道外宮幹線の文字の位置を移動してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 修正します。 	<p>関係課： 下水道建設課</p>

V-35	<ul style="list-style-type: none">住宅整備方針図に船江地内において県営住宅として記載がありますが、実際は県営住宅ではなく雇用促進住宅であると思われるので確認をお願いします。	<ul style="list-style-type: none">修正します。	
------	---	--	--

伊勢市公告第 18 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市土地利用基本構想（案）に関するパブリックコメントの結果を公表します。

平成 23 年 3 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
伊勢市土地利用基本構想（案）
- 2 案の公告日
平成 22 年 10 月 15 日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市土地利用基本構想（案）への意見募集の結果

意見の概要と意見に対する市の考え方

- 意見の募集期間 平成22年10月15日（金）～平成22年11月15日（月）
 ■意見総数 6件

全体

項目 (変更後ページ)	ご意見	市の考え方と修正内容
題名	<p>「基本構想」とネーミングするからには「基本計画」があり、また「実施計画」と繋がるものではないか。</p> <p>都市マスタープランの土地利用に関する詳細（方針）であるのなら、表現を変えた方がいいと思う。</p> <p>たとえば、「伊勢市土地利用基本方針」でよいのではないか。</p>	<p>「伊勢市土地利用基本方針」は、上位計画である「伊勢市都市マスタープラン全体構想」の中に位置づけられた「土地利用の基本方針」の部分を詳細化し、課題とその対応方針を示すものです。</p> <p>このことから、題名は「伊勢市土地利用基本方針」に変更します。</p>

第4章 土地利用方針

項目 (変更後ページ)	ご意見	市の考え方と修正内容
2 土地利用 方針 (P18、 P20～21)	<p>市街地の土地利用方針 ⑨周辺商業業務市街地の説明や、市街地外の土地利用方針 ⑩周辺商業業務地区の説明には、「中心商業業務市街地やまちなか複合市街地との機能分担を図り」「バランスを考慮」という表現があるが、これはどのようなことか。</p> <p>利便性から考えると、現状を容認しなければならないのかもしれないが、中心市街地活性化を進めるという意味では、この表現でよいのか疑問である。</p> <p>あくまで土地利用基本方針は、中心市街地の活性化が目的のひとつであることをもっと打ち出してもらいたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、P18に記載している⑨周辺商業業務市街地（市街地）については、「中心商業業務市街地やまちなか複合市街地の活性化を考慮し、一定の商業、沿道サービス、流通業務施設等を誘導し」に表現を修正します。</p> <p>また、P20 および P21 に記載している⑩周辺商業業務地区（市街地外）については、商業系の用途地域のように商業系の土地利用を促進する方針ではなく、市街地外においては農用地や自然環境の保全を前提としつつ、市街地、特に市の中心部の活性化を考慮して、商工業施設の規模や用途のコントロールを行っていく方針です。市街地外全域で商工業施設を一律に制限してしまうのではなく、住民の利便性や地域活力の観点から、市街地外においてもある程度の商工業施設の立地について</p>

		<p>は、許容するエリアと制限するエリアを定めてコントロールしていく必要があると考えています。このため、幹線道路沿道においては、まとまった農用地や自然環境の中にこれらの施設が分散立地することを防ぐため、何らかの理由で農用地が解除された場合を想定し、施設の規模や用途を限定しながら、商工業施設の立地を許容するという方針です。このことから、②の説明文を「幹線道路沿道において、農用地の保全を前提としつつ、周辺の住環境や自然環境、営農環境との共存を図りながら、一定の商業系の土地利用を許容する地区」に修正します。</p>
--	--	---

第5章 土地利用の推進方策

項目 (変更後ページ)	ご意見	市の考え方と修正内容
5章全体 (P24、25、29、30)	第3章で示した課題、第4章で示した土地利用の方針と、第5章で示す土地利用の推進方策とのつながりが分かりにくい。	<p>第4章で示した土地利用方針に基づき、「市街地」においては用途地域の変更と特別用途地区の指定を検討していること、「市街地外」においては特定用途制限地域の指定を検討していることを示すため、P24の「1 都市計画の基本的枠組み」に「(3)『市街地』の土地利用推進方策」と「(4)『市街地外』の土地利用推進方策」を追加しました。</p> <p>また、用途地域、特別用途地区、特定用途制限地域の3つの都市計画制度について、第3章で整理した土地利用の課題にそれぞれ対応させた形での指定方針を表現するために、P25「2 用途地域の指定方針」に「(3)課題への対応方針」を、またP29「3 特別用途地区の指定方針」およびP30「4 特定用途制限地域の指定方針」を追加しました。</p>
1 (1)都市計画区域の設定	「準都市計画区域」という用語が出てくるので、内容を説明した方がよい。	P24に注釈として準都市計画区域の説明を追加しました。

その他

項目 (変更後ページ)	ご意見	市の考え方と修正内容
その他	<p>農業振興地域と用途地域は表裏の関係にあるので、農業振興地域の区域を図面で示してはどうか。</p>	<p>【参考】として、農業振興地域や農用地、自然公園区域などを表現した図面を追加します。(P34)</p>
	<p>宇治館町の神宮司廳第一工作所、第二工作所および中村町字桜ヶ丘の神宮司廳頒布部第一奉製所については、式年遷宮のご造営工事や御神札お守りの製造を行う施設である。用途指定以前より立地している施設で、現在既存不適格建築物となっていることから、増改築や耐震整備が難しい状況にある。</p> <p>このことから、両施設の用途地域の解除もしくは変更をお願いしたい。</p>	<p>こちらのご意見は、用途地域の変更・解除という具体的な都市計画の内容に関するものであり、本方針策定後、用途地域の変更等の都市計画素案を作成する予定であることから、当該地区については、その際に検討対象地区とし、適切な土地利用規制の内容を検討することとします。</p>

伊勢市公告第 15 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 23 年 3 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 16 号

公 示 送 達

下記の者の配当計算書及び配当金等充当通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、総務部収税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 23 年 3 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
後藤 善房	三重県松阪市駅部田町 1 8 9 8 番地

伊勢市公告第 15 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 23 年 3 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。